

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第4号の規定に基づき告示します。

平成30年5月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市左京区新丸太町通仁王門下ル新丸太町58番地の1

株式会社津田工業所

代表取締役 津田 誠

2 変更事項

(代表者の変更)

津田 彰真 から 津田 誠 に変更

(上下水道局下水道部管理課)